

## 岐阜県バスケットボール協会加盟団体に関する規定

第1条 この規定は規約第23条により定める。

第2条 本協会に加盟・登録せんとする団体(チーム、以下同じ)は毎年5月20日までに所定の登録用紙により、全競技者を本協会に登録しなければならない。

所定期日以後の登録はその年度終了まで認められない。

ただし、所定期日以後に結成された団体は、常任理事会の承認を得て登録を認められる。

第3条 規約第23条により加盟団体の種類は次の通りとする。

- |   |       |    |      |    |     |
|---|-------|----|------|----|-----|
| 一 | 日本リーグ | 二  | 実業団  | 三  | クラブ |
| 四 | 教員    | 五  | 大学   | 六  | 高専  |
| 七 | 高校    | 八  | 中学校  | 九  | ミニ  |
| 十 | 家庭婦人  | 十一 | 専門学校 | 十二 | 一般  |

第4条 加盟団体は評議員会の議決を得て決定される登録料・分担金を、毎年5月20日までに本協会が指定する場所へ納入しなければならない。

第5条 本規定第2条による競技者の登録についての細目は、(財)日本バスケットボール協会加盟・登録規定を準用する。

付 則

本規定は平成16年4月1日より改訂実施する。